平成２２年（フ）第８８３号
大阪府泉佐野市高松東１丁目１番35号
破産者　米谷庄三郎
１　決定年月日　平成23年３月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第１６７４号
神戸市北区北五葉３丁目８番25―505号、従前の住所神戸市長田区片山町５丁目11番３―402号
破産者　淡田美津子
１　決定年月日　平成23年３月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７５３号
兵庫県姫路市夢前町塚本222番地４
破産者　舩場　　昇
１　決定年月日　平成23年３月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第９３３号
岡山県備前市伊部2262番地の２、住民票上の住所兵庫県赤穂市浜市105番地の１
破産者　樋本　篤樹
１　決定年月日　平成23年３月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第２４３号
広島県安芸郡府中町瀬戸ハイム３丁目24番７号
破産者　廣住　善孝
１　決定年月日　平成23年３月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１５５８号
広島市中区幟町11番１―701号
破産者　エステティックサロンＮｅｒｉｎｅこと　中村　伸子
１　決定年月日　平成23年３月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第８６４号
熊本県阿蘇市波野大字小園628、住民票上の住所熊本県阿蘇市波野大字小園649番地
破産者　佐藤　芳一
１　決定年月日　平成23年３月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第５００号
北海道稚内市萩見５丁目30番５号　オレンジコーポⅡ
破産者　池田　　豊
１　決定年月日　平成23年３月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５２８号
北海道増毛郡増毛町南暑寒町５丁目75番地の１
破産者　日沼　秀春
１　決定年月日　平成23年３月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２０３号
青森県北津軽郡鶴田町大字横萢字矢留崎147番地、住民票上の住所青森県北津軽郡鶴田町大字横萢字矢留崎127番地２
破産者　木村　公哉
１　決定年月日　平成23年３月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第６９７号
相模原市中央区相模原８丁目１番１―1203号
破産者　金　　垠良
１　決定年月日　平成23年３月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第７４６号
相模原市中央区千代田３丁目15番９号　ヨーロピアン107
破産者　田畑　光義
１　決定年月日　平成23年３月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第２５４号
静岡市葵区安東２丁目12番36―101号
破産者　牧田　正男
１　決定年月日　平成23年３月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第８９４号
静岡県島田市稲荷１丁目１番41号　ルミネエトワールＶ101号室、前住所静岡県島田市相賀2508番地の70　Ｔハイツ２Ｂ
破産者　永井　紀一
１　決定年月日　平成23年３月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１９９号
愛知県豊橋市大岩町字東郷内４番地の９
破産者　戸澤工務店こと　戸澤　龍雄
１　決定年月日　平成23年３月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第２８６号
愛知県豊川市大木町鑓水156番地１
破産者　美崎　明生
１　決定年月日　平成23年３月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２１年（フ）第７４号
滋賀県長浜市南高田町662番地１
破産者　山崎　直紀
１　決定年月日　平成23年３月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２２年（フ）第１１９７号
京都市中京区河原町通二条上る清水町341番地８　アールヴェール河原町二条308号
破産者　大下　晃一
１　決定年月日　平成23年３月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１５０７号
京都市伏見区向島二ノ丸町151番地58　向島市営住宅１―４棟113号
破産者　川嶋　宏祐
１　決定年月日　平成23年３月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係